



# 「ゆとり満喫福島オフィス」

## 開設支援補助のご案内

### 本社移転・支社オフィスは福島市で!

補助対象経費の  
3/4以内  
上限**500万円**

### 本社移転・支社開設支援

(本店登記を福島県外から本市に移転・支店登記をした事務所を開設すること)

#### 改修費用

- 本体工事に要する経費  
(内装工事を含む)
- 設計に要する費用



#### 設備購入費

- パソコン・プリンター・周辺機器等
- プロジェクター、スクリーン
- 電話、FAX
- 什器(業務に必要なものに限る)

#### オフィス賃料

※ 福島市の設置する  
シェアオフィス等の  
賃料は  
対象外

最大**12か月**  
相当分

### 福島市でワーク&ライフバランスを充実!

### ゆとり満喫エールパスポート

#### 働く方が福島市に転入

##### 転入支援助成金

1人あたり  
**20万円**

(本市転入者対象)



##### 家族の引越し支援

1世帯あたり  
**上限15万円**

(引越し費用の1/2以内)



##### 農業満喫支援

「**わいわい市民農園**」

使用料  
**1年間無料**



##### 温泉満喫支援

「**湯めぐりパスポート**」

入浴料  
**最長1年間無料**



#### 二地域で居住する方

##### 温泉満喫支援

「**入浴回数券**」  
**1セット贈呈**



#### オフィスを開設した企業

##### くだもの満喫支援

「**くだもの木**  
**オーナー制度**」

料金1年間無料



福島市

福島市 商工観光部 企業振興課  
TEL:024-525-3723

福島 ゆとり オフィス

検索



詳しくは  
こちら



FUKUSHIMA CITY

# 【「ゆとり満喫福島オフィス」開設支援補助金の概要】

## 1 交付要件

- ・福島県外に本社を有し、福島市内に新たに本社や支社等のオフィス(小売店舗及び営業所を除く)を移転・開設する企業であること(県内移転は対象外)。
- ・創業から3年以上の企業であること。
- ・原則3年以上の操業を誓約できること。
- ・オフィスの勤務者となる「転入者」・「二地域居住者」が2人以上いること。
- ・移転元における地方税の滞納がないこと。
- ・対象外業種:貸金業、商品先物取引業、訪問販売・電話勧誘販売、風俗営業、その他市が不相当と認めるもの。

## 2 補助金の対象と内容

### (1)本社移転・支社開設支援補助

補助金	補助対象	補助率
改修費	・本体工事に要する経費(内装工事を含む) ・設計に要する経費	補助対象経費の3/4 上限500万円
設備購入費	・パソコン、プリンター、周辺機器等 ・プロジェクター、スクリーン ・電話、FAX ・什器(業務に必要なものに限る)	
オフィス賃料	・オフィスの賃料(最大12か月相当分) ※福島市の設置するシェアオフィス等の賃料は対象外。	

補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物取得等に係る経費(建物取得費、用地費(補償費含む。)、家財処分費)</li> <li>・施設自体の本体工事ではない経費(土地造成費、外構工事費)</li> <li>・支払時に要する振込手数料</li> <li>・敷金、礼金、保証金その他これに類する経費相当額及び光熱水費</li> <li>・補助対象事業のみに使用したことが明確でない経費(ただし、明確に区分できる場合にはこの限りではない。)</li> <li>・その他、必要性が説明できない経費</li> </ul>
---------	--

### (2)ゆとり満喫エールパスポート

種類	補助対象経費	補助金の額・内容	補助対象者
転入支援助成金	本市転入者に対する経費	1人あたり20万円	本市転入者を継続して勤務させた企業
家族の引越し支援	本市転入者が家族を伴って実施する引越し費用(引越し業者等に支払う経費)	補助対象経費の1/2 1家族の上限15万円	
くだもの満喫支援	—	「くだもの木オーナー制度」 料金1年間無料	本市転入者又は二地域居住者が生じた企業
農業満喫支援	—	「わいわい市民農園」の使用料 1年間無料	本市転入者
温泉満喫支援	—	「湯めぐりパスポート」(入浴料無料) (同一世帯員を含む/最長1年)	本市転入者
	—	「入浴回数券」1セット贈呈	二地域居住者

※補助金の申請については、**事前に**福島市役所 企業振興課(Tel024-525-3723)へご相談ください。